

ちょコム会員規約（新旧対照表）

新	旧
第1条～第3条 略	第1条～第3条 略
第4条（本人認証の方法） ちょコム会員は、当社に届け出た当社所定の情報項目により、当社の本人認証を受けるものとします。	第4条（本人認証の方法） ちょコム会員は、当社に届け出た当社所定の情報項目により、当社の本人認証を受けるものとします。なお、当社所定の機能を有する携帯電話から「ちょコムeマネー」を利用する場合、ちょコム会員は、携帯電話情報、「ちょコム会員パスワード」により、当社の本人認証を受けるものとします。
第5条～第12条 略	第5条～第12条 略
第13条（ちょコム会員の義務等） 1～3項 略 4 ちょコム会員は、第三者による「ちょコムeマネー」の不正利用等を回避するために、少なくとも毎月1回、利用履歴及び「ちょコムeマネー」の残高を確認するものとします。 5 ちょコム会員は、「ちょコムeマネー」の利用にあたり、次の行為をしてはならないものとします。 ①～⑯ 略	第13条（ちょコム会員の義務等） 1～3項 略 4 ちょコム会員のうち、本人認証のために携帯電話情報を当社に届け出た者が、当該携帯電話を紛失し又は盗難にあった場合、直ちに当社にその旨届け出るものとします。 5 ちょコム会員は、第三者による「ちょコムeマネー」の不正利用等を回避するために、少なくとも毎月1回、利用履歴及び「ちょコムeマネー」の残高を確認するものとします。 6 ちょコム会員は、「ちょコムeマネー」の利用にあたり、次の行為をしてはならないものとします。 ①～⑯ 略
第14条～第19条 略	第14条～第19条 略
第20条 1 ちょコム会員が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社は、当該会員のちょコム会員登録を退会とすることができるものとします。 ①～⑧ 略 ⑨ 3年6ヶ月間（ <u>第7条により利用制限された期間も含む</u> ）にわたりちょコム会員の貯金箱に保有されている「ちょコムeマネー」に増減がない場合。 ⑩～⑪ 略 2～3項 略	第20条 1 ちょコム会員が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社は、当該会員のちょコム会員登録を退会とすることができるものとします。 ①～⑧ 略 ⑨ 3年6ヶ月間にわたりちょコム会員の貯金箱に保有されている「ちょコムeマネー」に増減がない場合。 ⑩～⑪ 略 2～3項 略
附則 この改正規約は平成28年12月21日より実施いたします。	附則 この改正規約は平成28年7月1日より実施いたします。
以上 略 平成28年12月21日改定	以上 略